

平成24年 2月13日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成23年分の確定申告における 主な改正事項並びに留意点！

(平成23年分所得税の申告書提出期間は24年2月16日から3月15日です)

### 《確定申告書提出義務を有する者の還付申告書の提出可能日の改正》

所得税額の計算上控除しきれない源泉徴収税額又は予納税額がある場合の還付申告書の提出期間については、その年の翌年1月1日から3月15日までとされました。

(改正前は翌年2月16日からしか還付手続きをしていただけなかったものです)

### 《東日本大震災の被災者等に係る所得税の特例措置(震災特例法)》

#### ①雑損控除の特例

震災により住宅や家財などに受けた損失金額について、納税者の選択により、平成22年分に受けた損失として雑損控除の適用を受けることができることになりました。

また、控除しきれない金額はその後5年間(原則3年)にわたり総所得金額から控除できることとなりました。

#### ②住宅借入金等特別控除(ローン控除)の特例

ローン控除を受けていた居住用家屋が震災により被災を受けて住む事が出来なくなった場合、その年及び翌年以降の残りの適用期間についても引き続きローン控除を受けることが出来ます。

#### ③震災により住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除(ローン控除)の特例

震災により今まで住んでいた住宅に住めなくなって、新たに住宅を借入金等で取得した場合には、ローン控除の適用に代えて、住宅借入金等の年末残高の限度額4,000万円を上限に対して1.2%を控除出来るとされました。

尚、この場合上記②の特別控除金額と重複して適用できることとされました。

### 《公的年金所得者の確定申告不要制度の創設》

公的年金等に係る雑所得の有る居住者で、その年の公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、その年分の所得税についての確定申告書を提出する必要がないとされ、これに該当する方の公的年金等については、源泉徴収により所得税の課税関係を終了することができることとされました。

### 《既存住宅における特定のバリアフリー改修工事・省エネ改修工事をした場合の特別控除の改正》

バリアフリー改修工事等の費用の額と標準的な費用の額として定められた金額のいずれか少ない金額の上限が200万円とされ、その10%相当の税額控除(最高20万円)が受けられます。(平成24年分の金額上限が150万円の10%とされました。)